

企画展示「中世の古文書―機能と形―」図録正誤表（第4版）

*を付したものは、正誤表第2版(2013年10月31日)、
第3版(2013年11月12日)、第4版(2013年11月29日)
での追加分です。

頁 資料番号

【誤】

【正】

2	凡例	
*130 1	積文	広橋本 ↓ 広橋家文書
*130 2	積文	五色色 ↓ 五色
*132 9	積文	人別一夕 ↓ 人別一段
134 22	積文	誠恐謹言 ↓ 時光謹言
135 24	解説	厳密可被催促 ↓ 厳密可被加催促
135 24	解説	義経の花押はないのは ↓ 義経の花押がないのは
135 24	解説	伊予国司である源義経 ↓ 源義経
137 31	解説	任命されていた ↓ 任命された
*142	参考文献	平清盛の末子である長房 ↓ 平清盛の末子である清房
143 63	本文	高橋慎一郎 ↓ 高橋慎一郎
144 64	積文	幕府の執権 ↓ 幕府の連署
150 91	積文	可下二代官人 ↓ 可下知代官候
150 92	積文	(五辻) ↓ (高辻)
150 93	積文	并風誦 ↓ 并風誦
150 94	積文	令返報 ↓ 令返献
*150 94	積文	非事 ↓ 非一事
151 96	本文	結下斗而如常候、就立文遣 ↓ 結下計而如常之状立文遣
151 97	本文	伝奏定親 ↓ 伝奏宣親
151 97	本文	中山定親 ↓ 中山宣親
151 97	本文	侍従三条西実隆の病氣 ↓ 侍従中山康親の任官
151 97	本文	伝奏定親 ↓ 伝奏宣親
151 97	積文	侍従殿為病事 ↓ 侍従殿羽林事
151 97	積文	阿闍梨書可申入候 ↓ 阿闍梨宣下承候
*151 97	積文	当日時珍重候 ↓ 当于時珍重候
*151 98	積文	先及至急間 ↓ 先及遅怠間
*151 98	積文	於安禅寺院 ↓ 於安禅寺宮
152 99	積文	大納言納実 ↓ 大納言能実
152 99	積文	不啓之条 ↓ 不啓候之条
*152 99	積文	今日宗明奉之 ↓ 今日宗高来云々、
153 101	積文	御教書之様 ↓ 御教書々様
*153 101	積文	件□ ↓ 件度
*153 101	積文	殊□ ↓ 殊儀
*153 101	積文	治定、 ↓ 治定畢、
*153 101	積文	御筆 ↓ 候畢

*153	101	積文	擬風情 ↓ 擬風情
158	114	積文	いつみの五郎さえもん ↓ いつみの五郎さへもん
158	114	積文	島津二郎さえもん ↓ 島津二郎さへもん
*158	115	積文	将雑掌之語 ↓ 得雑掌之語
*159	117	積文	両落書 ↓ 雨落書
*159	117	積文	被聞開畢 ↓ 被聞開候テ
*159	117	積文	不実落書二入候歟之由、被 _レ 存候、 ↓ 不実落書二入候歟之由、相 _レ 存候、
*159	117	積文	三千七百尊社 ↓ 三千七百余社
*163	125	積文	「老斛五斗 国舍人給」の次行が1行脱落、「老斛五斗 徴符給」を追加
168	134	積文	山田庄号当尾事 ↓ 山田庄 _{号当尾事}
*168	135	文書名	乗元等請取状 ↓ 景元・正益連署請取状
*168	135	積文	乗元 ↓ 景元
*168	135	積文	「」 ↓ 正益
*170	144	積文	此いしやう庵 ↓ けいしやう庵
*171	147	積文	菅少将 ↓ 菅宰相
*171	147	積文	藤原光直 ↓ 藤原光宣
*172	147	積文	左近衛権少将源邦豊 ↓ 左近衛権少将源邦富
*174	152	積文	不実、令赤子持 ↓ 不異令赤子持
*176	155	積文	押絵 ↓ 押紙
177	155	写真 7f	掲載写真は176のもので誤り。150の写真は91頁を参照。
177	156	写真 9a	「接写透過光」は「接写反射光」に訂正。
177	156	写真 9b	195 → 196
179	161	積文	豊臣秀次朱印状 ↓ 197 豊臣秀次朱印状
179	161	積文	六分 ↓ 六ツ
*180		積文	分四別 ↓ 盆前
*181	167	積文	2色の付いた絵 ↓ 2色の付いた紙
181	170	積文	平久安久 ↓ 安久
*182	171	参考文献	平久安久 ↓ 平久安久
*183	176	積文	長村祥智 ↓ 長村祥知
*183	178	文書名ルビ	追向 ↓ 追而
*183	178	積文	よしむろみつひで ↓ ほうしつこうえい
*183	178	積文	善母 ↓ 善女
*183	178	解説	母の現世の安穩と ↓ 現世の安穩と
*184	179	積文	合巻段者 四至 本在券面 ↓ 合巻段者 四至 在本券面
*184	179	積文	「奉寄進 私領水田□」の次行が1行脱落、
*184	179	積文	「合参段者 _{限地卅四坪從東三段之次三段也} 」を追加
*184	181	文書名ルビ	「合参段者 但法花寺領也、」を追加
187	190(15)	積文	ほうきよいんとう ↓ ほうきよういんとう
*190	206	積文	婦人室二付、 ↓ 婦人室二付、猥り
		積文	御給 ↓ 巡給

- 191 207 釈文 (臨時●恒例) ↓ (臨時・恒例)
- *191 208 解説 花鳥有情 ↓ 花鳥余情
- *191 209 釈文 可致沙汰居、高橋坊代猶以 ↓ 可被沙汰居、高橋坊代、猶以
- 192 210 参考文献 秋山信隆 ↓ 秋山伸隆
- *192 212 釈文 正文者、応安 ↓ 正文、去応安

169～170 資料番号 139～143 の釈文は、左記のものに訂正。

139 「伝奏奉書写」 (釈文)

禁裏并仙洞御祈祷自来廿九日一七ケ日可抽
 一天泰平宝祚長久之精誠之由、可令下知賀茂下上社
 給之由、被仰下候也、謹言、
 正月廿七日 按察使(甘露寺親長)
弁 藏人右中弁殿
 仙洞御過危候、當中別
 可致懸念之由、同可令下知給也

140 「後花園上皇院宣写」 (釈文)

中御門中納言申大和国宿院七名事、
 勸学院雑色致代官職之競望、或抑春日祭、
 或語寺門、及無理之奸訴之条、太以不可然、
 可為給主之計之上者不可令許容之由、嚴
 密可令下知給之由、
 院御気色所候也、仍執達如件、
 二月廿一日 按察使(甘露寺親長)
 謹上 興福寺別当僧正御房
 追申
 先度自関白掠御下知云々、為事实者、
 太以不可然、殊可存知其旨、可被加御下知之由、
 同其沙汰候也、

141 「甘露寺親長奉書写」(积文)

当社堺内

内豎大納言典侍殿御局御知行當社堺内御知行分下地事、
先年別課役免降事、被仰付候了、然今相懸
段錢刃被被難俵由被仰下之旨
按察殿所仰所候也、恐々謹言、

十月十九日 親長奉

賀茂神主殿

142 「甘露寺親長奉書写」(积文)

當社芋御祭事、諸神領未到殊驚森通路不叶之
間雖遂行之旨、被聞食了、此上者幸有潤月之間、

可延引來月之由、可被相触一社之旨、被仰出之旨按察殿

鴨禰宜 親繼判

143 「後花園上皇院宣写」(积文)

晴富宿禰申官務領江州苗鹿村代官職事、称有由緒、
自當院致押妨、結句有噉強入部之企云々、為事实者、太以不可然、
殊於彼一流者、師檀芳契異于他歟、存旧好早
退押妨全知行之様、可加衆儀之旨
院宣所候也、仍執達如件、

七月廿日 按察使判
横川別当法印御房